

東京海上日動 2021年度 海事クレームに関する国際セミナー

東京海上日動火災保険株式会社では、これまで毎年、本セミナーを開催し、海事の分野での最新の情報を皆様にお届けして参りました。今回は、以下講演を実施致します。

■日時：2022年2月8日（火）
15:00～16:30（日本時間）

■定員：400名

（定員を超えた場合、1社あたりのエントリー数を制限させていただく可能性があります）

■開催方法：オンライン形式（ZOOMを使用してのセミナーとなります）

「最近のイギリス海事判例の紹介と解説」

講師：森 荘太郎 弁護士（小川総合法律事務所）

日本の海事・渉外事件関係の専門家として多様な海事事件に対応されている小川総合法律事務所の森 荘太郎弁護士より「最近のイギリス海事判例の紹介と解説」というテーマで、最近、判決が下されたイギリス海事判例の中から、特に注目すべき事案について詳細な解説を含めた講演を行って頂きます。

～講演内容～

（1）“CMA CGM LIBRA”（2021年11月10日 イギリス最高裁判決）

コンテナ船が座礁し、船主はGAを宣言したが、貨物所有者はGA分担金の支払いを拒否した。欠陥のある航海計画（defective passage plan）について、船主（運送人）には責任があり、船舶の堪航性維持についての相当注意義務を尽くしていなかったとして、イギリス高等法院（2018年3月）と控訴審（2020年3月）では、船主のactionable faultが認定され、貨物所有者のGA分担拒否が認められたが、イギリス最高裁はどのように判断したのか？

（2）“EVER SMART” v “ALEXANDRA 1”（2021年2月19日 イギリス最高裁判決）

Jebel Ali港の狭水道（narrow channel）から出ようとしている船と、入ろうとしている船が衝突した事案において、航行中の2隻の船舶にはCOLREG（International Regulations for Preventing Collisions at Sea 1972（1972年国際海上衝突予防規則））の横切り規則（crossing rules）と狭水道規則（narrow channel rules）のどちらが適用されるか？

（3）“MOOKDA NAREE”（2021年3月10日 QBD判決）

再々定期傭船者が過去に発生させた、本船とは関係のないcargo claimにより本船が差し押さえられた場合、本船は定期傭船者との関係でoff hireとなるか？

（4）“ULUSOY-11”（2020年8月28日 QBD判決）

揚地中国でsoya beansがheat damageを被ったcargo claimについて、B/LではLondon arbitration agreementの規定が存在したが、受荷主は中国で訴訟を提起した。船主は、この中国での訴訟がLondon arbitration agreementに違反しているとして、イギリス裁判所に訴訟差止命令（anti-suit junction）を申し立てた。受荷主は、船主が提供したLOUがChinese jurisdictionであることを理由に、B/LのLondon arbitration agreementは変更されたと主張したが、イギリス裁判所はどちらの主張を支持したか？